

岐阜県提案（鳥獣保護区における狩猟の特例制度の創設）に係る
環境省からの第 1 次回答に対する見解

（ゴシック体が本県の見解）

○鳥獣保護区内であっても、都道府県の判断で、都道府県知事の許可を得て行う捕獲（許可捕獲）や、集中的に捕獲を行う事業（指定管理鳥獣捕獲等事業等）の実施が可能。鳥獣保護区内では、その他の鳥獣の生息状況に配慮しながら、許可捕獲や指定管理鳥獣捕獲等事業により被害対策を図ることが基本的な対応。

○許可捕獲や指定管理鳥獣捕獲等事業では、狩猟期間内外に関わらず、通年、必要な捕獲を、必要な人数に認めることが可能。狩猟期間中に、鳥獣保護区で捕獲を希望している方々に対し、必要に応じて、狩猟期間中の捕獲許可を与えればよいのではないか。仮に、捕獲許可の運用が厳しいことにより捕獲従事者が限定されているのであれば、まずこれらの運用の実態を精査し、見直すべきではないか。

（参考）例えば、法令上は、許可捕獲に従事しうる方について制限はない（県外の方も許可を取得することが可能）ところ、岐阜県の第 11 次鳥獣保護事業計画書第四 4（4）② 3）に規定する被害防止を目的とした捕獲の許可基準において、許可対象者の条件として、当該年度又は前年度の「狩猟者登録」又は「有害鳥獣の捕獲の実績」を課しているなど、国が基本指針において示す許可基準の考え方と比べて許可対象者をより限定的にする条件が見られ、県による捕獲許可の運用によって、許可捕獲の従事者が限定されている可能性がある。

⇒ 本県では、鳥獣保護区を含む県下全域において有害鳥獣の許可捕獲を年間 2,164 件与え、ニホンジカ 4,965 頭、イノシシ 6,791 頭を捕獲（平成 27 年度実績）している。また、平成 27 年度からは、指定管理鳥獣捕獲等事業による捕獲も実施し、ニホンジカ 60 頭を捕獲している。

しかしながら、鳥獣保護区を含む県内の森林では、ニホンジカの摂食による生態系被害が食い止められず（補足資料 2 参照）、環境省が 2016 年に策定した「特定鳥獣保護管理計画策定のためのガイドライン」にも示されるように、生態系被害を抑止するためには、捕獲により生息数を減少していくことが必要である。

本県においても、市町村と連携し許可捕獲や指定管理鳥獣捕獲等事業をすすめているが、これらの従事者は猟友会員が中心で、集落周辺の農作物被害防止のための有害鳥獣の捕獲が優先されるため、鳥獣保護区を含む森林被害の対策まで十分に行えないのが現状である。鳥獣保護区においてニホンジカ等の狩猟を可能とすることで、猟友会に属さない個人の狩猟者を引き込み、許可捕獲等に拠らない自由な捕獲を促していきたいと考えている。

鳥獣保護区は、これまで狩猟が禁止されてきた区域であり、ニホンジカ等といった有害鳥獣に限って狩猟を可能とすることで、より捕獲の可能性が高い当該区域での狩猟者が増加することが考えられる。

なお、本県の許可捕獲に関する運用が厳しいとの指摘だが、止め刺し時における自損事故等を防ぐための最善の方法と認識しており、許可捕獲の従事者の範囲がいたずらに限定されているとは考えていない。

○なお、提案においては、平成 26 年の法改正により創設された指定管理鳥獣捕獲等事業の実施状況や制度評価等が加味されていない。法改正の趣旨も踏まえ、鳥獣の管理を推進するため、県が必要に応じて鳥獣保護区も含めて当該事業を強化し、適切な捕獲許可の運用を図ることが先決と考える。

⇒ 本県では、平成 27 年度から指定管理鳥獣捕獲等事業を実施しており、平成 27 年度は、4 鳥獣保護区において、ニホンジカを 60 頭捕獲する成果が得られている。

一方で、指定管理事業の担い手が許可捕獲と同様、地元の猟友会となっており、捕獲従事者の増加につながっていないのが現状である。捕獲の担い手を県内又は全国からいかに掘り起し、集めるかが課題であると考えている。

狩猟に頼らない行政主体の捕獲事業の推進という法改正の趣旨を踏まえ、今後も本事業を活用した鳥獣害対策をすすめるが、拡大傾向にある被害を食い止めるためには、鳥獣保護区における狩猟も可能とすることにより、捕獲の強化と効率化を図る必要がある。

○また、狩猟を認めることが適当であって、鳥獣保護区により鳥獣の保護を図る必要がないと判断された場合、又はそのような区域については、都道府県知事の権限で県指定の鳥獣保護区を解除することが可能。県指定の鳥獣保護区の指定・解除については、都道府県の自治事務であるところ、鳥獣の生息状況や地域の実情に応じて、都道府県において適切に判断されたい。

⇒ 本来、鳥獣保護区は、鳥獣を保護し生物多様性の保全を図ることを目的に指定している区域であり、鳥獣被害をもたらす特定の鳥獣が生息していることのみをもって、その指定を解除することは考えていない。

鳥獣保護区を維持しつつ、鳥獣の生息状況や地域の実情に応じて、都道府県の判断により特定の鳥獣に限って狩猟捕獲を可能とすることが、鳥獣の保護と農林水産業被害の防止を両立させる観点から、最も合理的であると考えている。

○仮に、提案通り、特例的に鳥獣保護区で狩猟を認めた場合、許可捕獲や指定管理鳥獣捕獲等事業と異なり、狩猟者の行動を把握・制御することは不可能となり、鳥獣保護区内で営巣する鳥類の営巣放棄につながる等、鳥獣保護区が本来果たすべき鳥獣の保護に重大な支障を及ぼす懸念がある。また、合法的な捕獲行為なのか、指定された鳥獣だけを狩猟として捕獲しているか、といった確認が困難となり、実態上、適切な鳥獣保護区の管理ができなくなるおそれもある。これらのことから、鳥獣保護区内で狩猟を認めることは、狩猟を禁止し、鳥獣の保護を図るという鳥獣保護区の制度の趣旨を損なうものと考ええる。

⇒ 鳥獣保護区における狩猟の特例を下記のとおり運用することで、狩猟者の行動を把握・制御し、営巣放棄等といった支障を防ぐことが可能であると考えている。

- ①対象となる鳥獣保護区を選別すること
- ②対象鳥獣をニホンジカ等の生息数が多い特定の鳥獣に限定すること
- ③猟法を限定すること
- ④営巣放棄による問題が特に懸念される鳥獣保護区は対象としない

現在でも狩猟における捕獲行為については、狩猟登録をした者に対し、法第 66 条に基づく捕獲数等をした場所及び捕獲等をした鳥獣の種類別の員数の報告等を求めることにより、狩猟者の行動の把握に努めているところである。また、違法な捕獲行為については刑事罰等による抑制が働いており、今回の特例制度の導入による違反についても同様であると考えている。

なお、本県では、法第 14 条に基づき、平成 22 年度から、休猟区（7 市町村、38 休猟区）における狩猟の特例を導入したが、これまでのところ、当該区域における人身事故、錯誤捕獲、営巣放棄等の影響は確認されていない。

○以上より、狩猟を禁止している鳥獣保護区内において、狩猟を認めることは適当ではなく、受け入れられない。許可捕獲や指定管理鳥獣捕獲等事業等の適切な運用・実施、又は、県指定の鳥獣保護区の解除等、現行制度の範囲内において、都道府県の権限で十分な対応が可能と考える。

⇒ 以上のとおり、鳥獣保護区での特例制度の導入は、鳥獣保護区を維持しつつどのように鳥獣被害を軽減していくかという課題に対する最善の対応であると考えている。